

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

2. 内 容

【女性活躍推進法(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)】

目標①：2026年3月31日時点の管理職に占める女性労働者の比率を10%以上とする

(2023年3月31日現在：5.5%)

施策：①OJD、Off-JD（外部研修への派遣、専門教育受講促進など）による社内管理職候補者の計画的育成

②外部からの女性管理職の採用

③アンコンシャス・バイアス研修等によるマネジメント層の意識改革促進を含めた働きやすい環境の整備等

期間：2023年4月1日から2026年3月31日

【女性活躍推進法(職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)】

【次世代育成支援対策推進法(雇用環境の整備に関する事項)】

目標②：2025年度の有給休暇取得率(全社平均)を80%以上とする。

(2022年度実績：70.9%)

施策：①経営幹部からの休暇奨励メッセージの発信

②取得状況の継続的モニタリングと幹部共有および状況に応じた個別フォロー

③時間単位休暇など利便性を高める休暇制度の検討

期間：2023年4月1日から2026年3月31日

以上